

愛媛県「三浦保」愛基金シンボルマーク及びロゴタイプ使用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、愛媛県が定めた愛媛県「三浦保」愛基金（以下「基金」という。）のシンボルマーク及びロゴタイプ（以下「シンボルマーク等」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「シンボルマーク等」とは、別紙のとおり愛媛県に著作権が帰属する次に掲げるものをいう。

- (1) シンボルマークのみのデザイン
- (2) ロゴタイプのみのデザイン
- (3) シンボルマークとロゴタイプを組み合わせたデザイン

(シンボルマーク等の使用手続)

第3条 シンボルマーク等を使用しようとする者は、事前に愛媛県に「愛媛県『三浦保』愛基金シンボルマーク等使用申請書」（様式第1号）を提出するものとする。ただし、愛媛県（愛媛県が構成員になっている実行委員会等を含む。）が使用する場合は、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 愛媛県「三浦保」愛基金公募事業実施団体（過年度の助成団体を除く。）が使用する場
合
 - (2) 報道機関等が報道の目的で使用する場
合
- 2 愛媛県は、申請書を受理した場合は、その内容を確認し、当該使用が適当と認められるときは、承認を行い、「愛媛県『三浦保』愛基金シンボルマーク等使用承認書」（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(シンボルマーク等の使用方法)

第4条 シンボルマーク等の使用は、次の方法により行うものとする。ただし、表示が困難な場合は、この限りでない。

- (1) 基金を活用して実施する事業に係るチラシ、ポスター、パンフレット、看板等の印刷物への掲載
 - (2) 基金を活用して実施した事業を紹介する当該助成団体の web サイトへの掲載
 - (3) 基金により取得し、又は効用の増加した財産(取得財産等)への表示
 - (4) その他愛媛県が適当と認める方法
- 2 シンボルマーク等は、別紙に定める規格に従って適正に表示しなければならない。
- 3 シンボルマークを使用した者は、その使用状況を管理しなければならない。

(報告)

第5条 愛媛県は、シンボルマーク等を使用する者に対して、必要に応じ、その作成及び使用状況について報告を求めることができる。

(使用の差し止め)

第6条 愛媛県は、次の各号のいずれかに該当する場合は、シンボルマーク等の使用を差し止めることができる。

- (1) シンボルマーク等を使用する者が、この要領の規定に違反しているとき。

- (2) シンボルマーク等の使用が、基金の品位を傷つけ、又は基金の趣旨の理解の妨げになるとき。
- (3) シンボルマーク等の使用が、法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (4) シンボルマーク等の使用が、特定の個人、政党若しくは政治団体又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (5) その他愛媛県が不相当と認めたとき。

(損失補償等の責任)

第7条 愛媛県は、シンボルマーク等の使用に係る損失の補償等について、一切の責任を負わない。

(庶務)

第8条 シンボルマーク等の庶務は、企画振興部政策企画局総合政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、シンボルマーク等の使用に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成28年8月31日から施行する。